

補装具費支給制度等

補装具費支給制度とは、障害者等が日常生活において必要とする補装具(補聴器、補聴器用電池、補聴器用部品、補聴器用ケース、補聴器用収納ケース、補聴器用拭き布、補聴器用拭き液、補聴器用拭き紙、補聴器用拭きシート)を、指定の補装具費支給施設(補聴器店、補聴器センター、補聴器用電池販売店、補聴器用部品販売店、補聴器用ケース販売店、補聴器用収納ケース販売店、補聴器用拭き布販売店、補聴器用拭き液販売店、補聴器用拭き紙販売店、補聴器用拭きシート販売店)において、必要経費を支給する制度です。

- ⑤ **芸術文化活動の支援の推進** 2.8億円(2.6億円)
芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、障害者の芸術文化活動への支援方法等に関する相談支援などを全国に展開するための支援等を実施する。
- ⑥ **障害者自立支援機器の開発の促進** 1.6億円(1.6億円)(一部新規)
多様な障害者のニーズを的確にとらえた就労支援機器などの開発(実用的製品化)の促進を図るとともに、導入事例の展開による実用的製品の普及促進を図る。
- ⑦ **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築** 5.6億円(2.3億円)
精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、都道府県等と精神科病院などとの重層的な連携による支援体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。
- ⑧ **発達障害児・発達障害者の支援策の推進** 4.1億円(2.1億円)(一部新規)
発達障害児者の家族に対する支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図るとともに、身近な支援を実施する対象自治体を市町村単位で拡大する。また、発達障害の医療ネットワークを構築し、発達障害の診療・支援を診断できる医師の養成を図るための研修等を実施する。
- ⑨ **農産物産地による就労支援の推進** 2.7億円(2.0億円)
農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就業施設によるマルシェの開催等の支援を実施する。
- ⑩ **依存症対策の推進** 6.1億円(5.3億円)(一部新規)
薬物・アルコール等・ギャンブル等の依存症対策の全国拠点機関において依存症に関する情報提供機能の強化を図るとともに、都道府県等において、人材養成や医療体制・相談体制の整備、受診後の患者支援に係るモデル事業を実施する。また、依存症の正しい理解を促すための普及啓発や自助グループ等の民間団体への支援を実施する。
- ⑪ **東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興への支援** 2.2億円(2.2億円)
東日本大震災により被災した社会福祉施設等の復旧に必要な経費を補助するとともに、被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、滞滞者の不安に対応する新たな拠点の設置、自主避難者等の支援など、関係者が連携した体制による専門的な心のケア支援の充実・強化を図る。熊本地震による被災者の専門的な心のケア支援についても引き続き実施する。

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(抜粋)(平成五年五月六日法律第三十八号)

定義
〇 心身の機能が低下し日常生活を営むに支障のある老人
〇 心身障害者
〇 日常生活上の便宜を図るための用具
〇 これらの者の機能訓練のための用具
〇 補装具(法律用語)

基本方針
厚生労働大臣及び経済産業大臣は、福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針を定めなければならない。

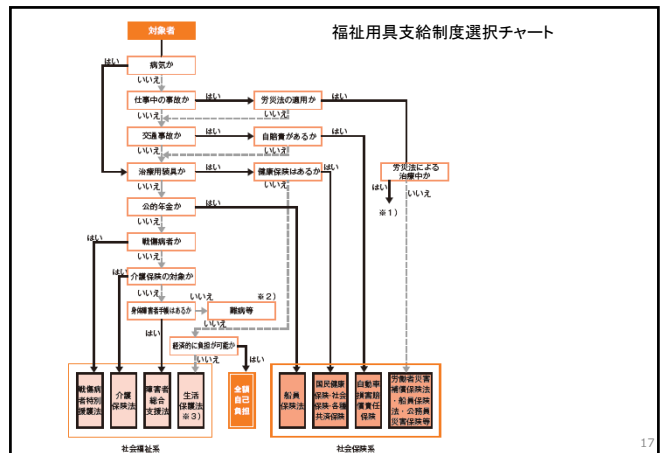
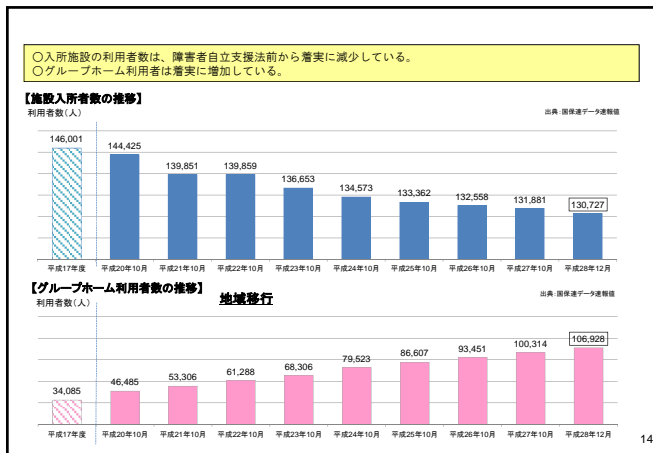
国、地方公共団体の責務
国は、福祉用具の研究開発及び普及を促進するための財政上及び金融上の措置を図る。
地方公共団体は、福祉用具の普及の促進を図るために必要な措置を図る。
地方公共団体は、広域連携等を通じて、福祉用具に対する国民の関心と理解を深める。
よう努めなければならない。

事業者の責務
国は、老人及び心身障害者の心身の特性並びにこれらの者の置かれている環境を踏まえ、福祉用具の製造の事業を行う者に対し、その製造する福祉用具の品質の向上及び利用者等からの苦情の適切な取組に努めなければならない。
福祉用具の販売又は賃貸の事業を行う者は、その管理に係る福祉用具を衛生的に取り扱うとともに、福祉用具の利用者の相関に応じて、当該利用者がその心身の状況及びその置かれている環境に適切に福祉用具を適切に利用できるような形でなければならない。
施設の利用者は、必要な福祉用具の導入に努めなければならない。

介護保険法(抜粋)(平成五年五月六日法律第三十八号)

定義
福祉用具費とは、居室などにおいて福祉用具のうち厚生労働大臣が定めるものの取次ぎを定めることにより行われる賃貸費。
介護予防福祉用具費とは、居室などにおいて福祉用具のうちその取次ぎに資するものとして厚生労働大臣が定めるものの取次ぎを定めることにより行われる賃貸費。
福祉用具とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、眼鏡、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの。
日常生活用具とは、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの。

福祉用具の貸付、販売サービスの提供にあたっては、福祉用具専門相談員が利用者等に(介護予防)福祉用具貸付計画(または「特定(介護予防)福祉用具販別計画」)を作成しなければならない。
福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具費・販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成しなければならない。



補装具費支給制度の概要

※「身体障害者福祉法」(昭和25年度)「児童福祉法」(昭和26年度)を、障害者自立支援法で一元化(平成18年10月)

1. 制度の概要

1. 目的
 - ① 障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における効率の向上を図ること
 - ② 障害児が将来、社会人として自立生活するための素地を育成・助長すること
2. 実施主体…市町村
3. 対象者…補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等(※難病患者等については、政令で定める疾病に限る)
4. 申請方法…障害者又は障害児の保護者が市町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の判定又は意見に基づき市町村長の決定により、「補装具」の購入又は修理に要する費用の額(基準額)から利用者負担額を差し引いた額(補装具費)の支給を受ける。

2. 補装具とは

補装具とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの。

○厚生労働省令で定める基準…次の各号のいずれにも該当するもの。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
- 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

○厚生労働大臣が定めるもの…具体的には厚生労働省告示で補装具の種類、名称、型式、基本構造、上限額等を規定

【身体障害者・身体障害児共通】…義肢 装具 座位保持装置 盲人安全つえ 義眼眼鏡 補聴器 車椅子 電動車椅子 歩行器
 歩行補助つえ(「字状」種別のものを除く) 産婦用器具 産婦用器具
 【身体障害児のみ】…座位保持椅子 起立保持器 頭部保持器 排便補助具

3. 費用負担

(1) 自己負担…国：50/100、都道府県：25/100、市町村：25/100

(2) 利用者負担…世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定。

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

●ただし、本人又は世帯員のうち市町村民税所得額の最多納税者の納税額が4万円以上の場合には補装具費の支給対象外。
 ●生活保護への移行防止措置あり

18

補装具費支給の目的について

【目的】

- 身体障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図ること
- 身体障害児について、将来、社会人として自立生活するための素地を育成・助長すること等

【留意事項】

- 市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、身体障害者福祉司、保健師等の専門職員及び補装具業者との連携を図りながら、身体障害者・児の身体状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行う。
- 身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する
- 「日常生活において又は就労若しくは就学のため」使用することから、基本的に補装具は1種目につき1個の支給。ただし、作業用の義手や義足、学校で使用する車椅子など就労や就学のために日常用とは異なる目的で補装具を必要とする場合は、さらに1個の支給が認められる場合がある。訓練義手は目的を逸脱する。
- 日常生活用に複数に補装具を使用したいというニーズを全てかなえようとするときが、使用目的に合わせて1個で兼用できるような構造のものを作製したり、環境側で調整したり、日常生活用具の制度等の活用で対応できないかなどを検討することも大切。
- 障害児の立位訓練、歩行訓練の訓練機器のニーズがあるが、訓練目的に支給するのは日常生活の能率の向上を主目的とする補装具費支給制度から逸脱するのに対象外。

21

補装具費の支給 種目と所有状況

○ 障害者総合支援法による自立支援給付の一つとして位置付け。

○ 利用者負担は、家計の負担能力等に応じて定められ、所得に応じた負担上限月額を設定。

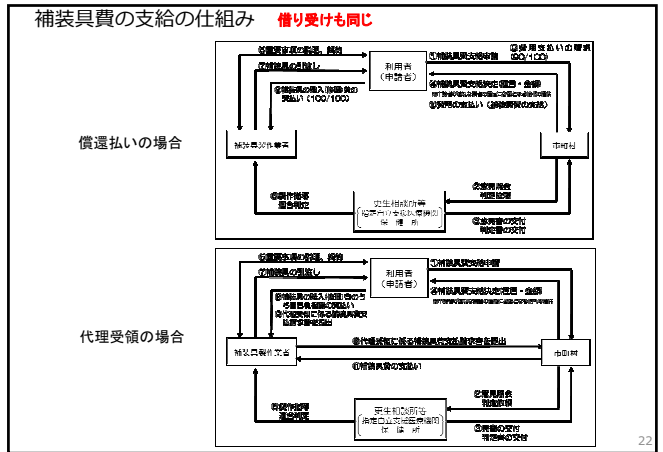
○ 一定以上の高額所得者がいる世帯については補装具費の支給対象外。

○ 高額障害福祉サービス費の対象。

種目	身体障害者	身体障害児
・義肢	8.1万人	0.1万人
・装具	27.3万人	2.7千人
・座位保持装置	1.6万人	1.5万人
・盲人安全つえ	5.8万人	0.2万人
・義眼	1.2万人	0.1万人
・眼鏡	3.5万人	0.4万人
・補聴器	16.5万人	1.7万人
・車いす	25.3万人	3.4万人
・電動車いす	4.0万人	0.2万人
・歩行器	3.4万人	1.0万人
・歩行補助つえ	29.0万人	0.1万人

※出典：平成18年身体障害者・児童調査結果

19



補装具とは

障害者総合支援法(2005年法律第123号)第5条第23項に規定する補装具とは、「障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間に渡り継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの」であり、具体的には厚生労働省告示第528号で定めている。

- ① 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
- ② 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
- ③ 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。(障害者総合支援法施行規則第六条の二十より)

○厚生労働大臣が定めるものとは：
 具体的には厚生労働省告示第528号「補装具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」で補装具の種類、名称、型式、基本構造、上限額等を定めている。

適用にあたっての留意点

- 補装具の定義に立ち戻ってかえって、その製品の使用目的、使用頻度、個別の必要性を判断すること
- 支給の要件を決定するにあたり ③の要件は重要
- ①の身体への適合を図るように製作されたものとは、日常生活用具との違いを表している(製品をそのまま返す)
- ②について、補装具は就学、就労を含めた生活の中で使用するものであり、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものは、**治療用具との大きな違い**である。
- ③について、使用における理由に医学的根拠が求められるという意味で、**あれば便利だから、希望しているからという理由だけでは支給できないものである。**

20

申請について

- 補装具費の支給を希望する身体障害者は、市町村に、申請書、補装具費支給医師意見書、見積書等の必要書類を添えて申請する。

補装具判定書・意見書を作成する医師の要件

- 補装具判定書は更生相談所より交付されるが、更生相談所に専任の医師が置かれていないときは、身障法第15条第1項に基づく指定医又は自立支援医療を行う機関の医師であって、所属医学会において認定されている専門医に医学的判定を委嘱すること。
- 補装具費支給意見書を作成する医師は、
 - ① 先の要件を満たす専門医又は国立障害者リハビリテーションセンター学院で行う補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師。(6日間)
 - ② 上記と同等と認められる医師。(補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定する場合)
 - ③ 難病患者等の場合は、①に示す医師に加え、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病協力医療機関において難病治療に携わる医療を主として担当する医師であって、所属学会において認定された専門医

23